

後期高齢者の訪問歯科健診がスタートします！

令和5年6月1日より、歯科医院へ通院が難しい後期高齢者に対し、訪問による歯科健診がスタートします。介護支援専門員の皆様には、制度の周知と代理申込へのご協力をお願いいたします。



期 間：令和5年6月1日～令和6年2月29日

対象者：愛媛県後期高齢者医療保険の被保険者で

骨折等で通院が難しい方、介護認定を受けた方

ただし、長期入院患者や施設入所者※は除きます。
※養護老人ホーム、介護老人保健施設、「特定施設」の指定を受けた施設等



歯科医師または歯科衛生士により、下記の項目を診査し、診査結果の説明と歯科保健指導をします。

- ・ 歯の状態・咬合の状態・咀嚼機能・舌、口唇機能・嚥下機能
- ・ 口腔乾燥・粘膜の異常・口腔状況・歯周組織の状況

電話または申込書にて愛媛県後期高齢者医療広域連合にお申込みください。

原則かかりつけ医に訪問の依頼をしますが、調整がつかなかった場合は、派遣登録歯科医師から選択していただきます。

派遣歯科医師から連絡がありますので、日程調整等にご協力ください。

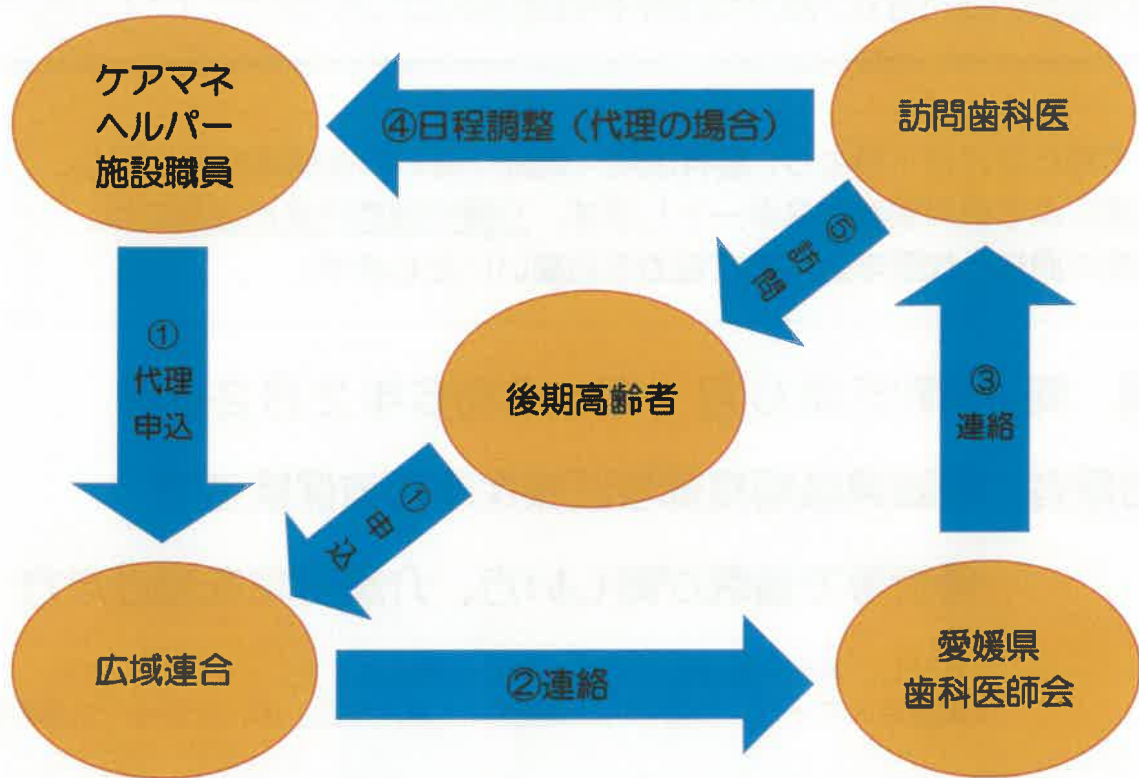
お申し込み・お問い合わせ先

愛媛県後期高齢者医療広域連合

松山市北条辻6番地 TEL 089-911-7739

※訪問歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療を行う場合は有料となります。

訪問歯科口腔健康診査関係図



①本人または代理人が、

電話または申込書にて愛媛県後期高齢者医療広域連合にお申込みください。

電話：089-911-7739

FAX：089-911-7735

メール：hokenjigyo@ehime-kouiki.jp

通院が難しいことを確認するため審査が必要になります。

審査が通りましたら、クーポン券等の必要書類を申込者に送付します。

②当広域連合が愛媛県歯科医師会に申込内容について連絡します。

③かかりつけ医へ訪問の依頼を行います。

訪問が難しい場合は、クーポン券に添付している健診のしおりの派遣登録歯科医師一覧から選択してください。

派遣登録歯科医師一覧は広域連合ホームページでも確認することができます。

④派遣歯科医師から連絡がありますので、日程調整にご協力ください。

⑤本人に訪問し健診します。同席は必須ではありません。